

## 一般社団法人日本アカデミック・ディテリング研究会

## 入退会規則

## (目的)

第1条 本規則は、一般社団法人日本アカデミック・ディテリング研究会（以下、「JAD」という）の定款第2章「会員」第6条から第13条に基づき、JADへの入退会に関する手続、会員の取扱いを定める。

## (会員種別)

第2条 定款第7条の規定のとおり、JADの会員は以下の4種別（名誉会員を除く）とし、社員総会で承認された会費規定（会費規則）に基づき、その会費及び会員資格に伴う権利・義務が規定される。

会員種別	会費(年会費)	権利・義務
正会員	8千円	権利：会員金額で学術大会、研修会に参加 JAD認定薬剤師の認定を受ける 義務：JAD部会へ参加し事業運営を担う
一般会員	同上	権利：会員金額で学術大会、研修会に参加 JAD認定薬剤師の認定を受ける
賛助会員	5万円(1口)	権利：会員金額で学術大会、研修会に参加 JAD認定薬剤師の認定を受ける(個人)
学生準会員	2千円	権利：会員金額で学術大会、研修会に参加

## (入会手続)

第3条 JADへ正会員、一般会員、賛助会員（個人または団体）および学生準会員として入会しようとする者は、JADウェブサイト入会フォームに必要な事項を登録し、入会の申し込みを行う。

- 2 入会の申し込みを行った者は、速やかにJAD定款第8条の定めによる会費規定の会費(年会費)を支払うものとする。なお、一般会員の会費は、会費規定の正会員の会費と同様とする。
- 3 社会人学生は、学生準会員として申し込むことはできない。JADに入会しようとする場合は、正会員または一般会員として入会の申し込みを行う。

#### (入会許可)

- 第4条 JAD事務局は、一般会員、賛助会員（個人または団体）および学生準会員の申し込みを行った者（以下、「入会申込者」という）の会費の支払いを確認した後、入会申込者に会員番号を付与するとともに会員名簿に記載し、入会を許可する。
- 2 JAD事務局は、正会員の入会申込者については、代表理事の入会の承認と会費の支払いを確認した後、入会申込者に会員番号を付与するとともに会員名簿に記載し、入会を許可する。
  - 3 JAD事務局は、理事会で推薦された名誉会員候補者について、理事会の承認が得られた時点で、会員番号を付与するとともに会員名簿に記載し、入会を許可する。
  - 4 JAD事務局は、入会を許可された入会申込者の連絡先（eメール）に、入会許可と会員番号の通知を行う。

#### (会員資格)

- 第5条 入会を許可された者は、第2条第2項の会費を納入した日から会員たる資格を有する。
- 2 会員資格は、会員が退会または除名されない限り、継続する。
  - 3 会員は会員資格を継続する間、第2条第2項の会費規定による会費（年会費）を、初回の年会費を納入した日から1年毎に納入しなくてはならない。

#### (会員種別変更)

- 第5条 正会員、一般会員、賛助会員（個人または団体）および学生準会員は、その会員種別を変更することができる。変更を希望する場合には、本規則に定める書式により会員種別変更届を作成し、JAD事務局に提出する。
- 2 学生準会員がその学業を修了した場合には、速やかにその会員種別を正会員、一般会員に変更しなくてはならない。
  - 3 会員がその種別を変更し、会費の変更のあった場合には、差額の納入または返金を行う。この場合、第4条第3項の年会日の納入日は差額の納入または返金を受けた日とする。

#### (会員情報変更)

- 第6条 会員は、第2条第1項の、本会入会の申し込み時の JAD ウェブサイト

入会フォームでの会員情報に関する登録内容に変更が生じた場合には、速やかにその変更を行う。

- 2 登録内容の変更を行う会員は、本規則に定める書式により会員情報変更届を作成し、JAD 事務局に提出する。
- 3 JAD 事務局は、会員情報変更届に基づき、会員名簿の記載内容の変更が必要な場合には、これを速やかに行う。

#### (退会手続)

第7条 JAD 定款第9条に基づき、会員は、退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

- 2 退会しようとする会員は、退会の30日前までに、本規則に定める書式により退会届を作成し、JAD 事務局に提出する。
- 3 所定の手続が終了した時点で、JAD 事務局は退会しようとする会員に、退会届の受理を、当該会員の連絡先（eメール）に通知する。
- 4 会員が死亡したときは、本会から退会したものとみなす。この場合は、前項の退会届の提出は不要とする。

#### (除名)

第8条 JAD 定款第10条の手続により、会員は除名されることがある。

#### (会員資格喪失)

第9条 会員は退会したとき、第7条第3項の退会届の受理が通知された時点で、会員たる資格を喪失する。

- 2 会員は社員総会決議により除名されたとき、代表理事がかかる除名の決定を当該会員に対して書面をもって通知した時点で、会員たる資格を喪失する。

#### (会費等の返還)

第10条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、JAD に対して既に納入した会費の払い戻しを請求できない。

#### (会員資格喪失後の権利及び義務)

第11条 退会または除名により会員たる資格を喪失した者は、JAD の会員たる資格に基づき JAD から付与または許諾されていた一切の権利を喪失する。

(会員情報保護)

第12条 入会に際して得られた会員情報は、会員名簿の作成を含む JAD の事業活動以外の目的に使用してはならない。

- 2 個人情報に該当する会員情報は、個人情報の保護に関する法律、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等、個人情報に関する法令・指針及びその他の規範を遵守して管理する。

(補則)

第13条 本規則の改廃は、理事会の決議によるものとする。

(附則)

- 1 本規則は、令和3年10月30日から施行する。
- 2 本規則を、2022（令和4）年12月4日改定する。



(書式1)

## 会員種別変更届

一般社団法人日本アカデミック・ディテリング研究会  
事務局 担当者 殿

以下のとおり、会員種別の変更を希望するのでここに届け出る。

なお、希望する種別変更により会費に追加差額の生じる場合は、その差額の納入を行った後に種別の変更が受理されること、正会員への変更の際には代表理事の承認が必要なことを承諾している。

(西 暦) 20 年 月 日

(会員番号) \_\_\_\_\_

(自筆署名) \_\_\_\_\_

現在の会員種別		変更を希望する会員種別
<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 一般会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員 <input type="checkbox"/> 学生準会員	➔	<input type="checkbox"/> 正会員 <input type="checkbox"/> 一般会員 <input type="checkbox"/> 賛助会員 <input type="checkbox"/> 学生準会員
<b>変更を希望する理由：</b> <input type="checkbox"/> 仕事の関係で、正会員として部会に所属し会務の運営のための無償の役務提供が困難なため正会員から一般会員への種別変更を希望 <input type="checkbox"/> 正会員として部会に所属し会務の運営を担いたいため、一般会員から正会員への種別変更を希望 <input type="checkbox"/> 学業を修了したため、学生準会員から正会員への種別変更を希望 <input type="checkbox"/> 学業を修了したため、学生準会員から一般会員への種別変更を希望 <input type="checkbox"/> その他（以下に希望理由を記載）：		

以上



(書式2)

## 会員情報変更届

一般社団法人日本アカデミック・ディテリング研究会  
事務局 担当者 殿

以下のとおり、私が登録している会員情報に変更があったので届け出る。

(西 暦) 20 年 月 日

(会員番号) \_\_\_\_\_

(自筆署名) \_\_\_\_\_

変 更 項 目	<input type="checkbox"/> メールアドレス1、 <input type="checkbox"/> メールアドレス2 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 郵便番号、 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 所属機関・所属企業、 <input type="checkbox"/> 所属機関・所属企業の部署名 <input type="checkbox"/> 所属機関区分
変更後の内容	
メールアドレス	
電話番号	
〒 住 所	
所属機関・所属企業	
所属機関・所属企業 の 部 署 名	
所 属 機 関 区 分	<input type="checkbox"/> 病院、 <input type="checkbox"/> 薬局、 <input type="checkbox"/> 大学、 <input type="checkbox"/> 製薬企業、 <input type="checkbox"/> IT 関連企業、 <input type="checkbox"/> 行政機関、 <input type="checkbox"/> その他 その他の内容 ( )
その他連絡事項	その他、事務局に必要な連絡事項があれば記載 結婚等により、姓の変更が必要な場合にも本欄に記載

以上



(書式3)

## 退 会 届

一般社団法人日本アカデミック・ディテリング研究会  
事務局 担当者 殿

下記のとおり、貴会を退会したくこれを届け出る。

(西 暦) 20 年 月 日

(会員番号) \_\_\_\_\_

(自筆署名) \_\_\_\_\_

### 記

1. 退会希望年月日 (西暦) 20 年 月 日※

2. 退会理由

3. 備 考

以上

※ 退会届は退会の30日前までに本届出が必要になります。

会費納入時期との関係に注意をして下さい。納入頂いた会費は払い戻しできません。